

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成30年 1月 9日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋付属棟1階から活性炭式希ガスホールドアップ建屋1階への連絡通路扉において、ハンドルにがたつきがあり、閉動作不良(閉鎖しづらい)が認められたため、当該扉を点検・修理。 なお、当該扉は防火扉であるが、閉鎖は可能であり、機能に影響なし。	対象外	
2	2号機	タービン建屋1階から復水貯蔵タンクへの連絡通路において、雨漏れ(2箇所)が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、電気機器設備への被水なし、拡大防止処置として雨水受けを設置。	GⅢ	
3	3号機	タービン建屋エレベーター電源において、地絡の発生が認められたため、原因調査・対策検討。	GⅢ	